

成田市余熱利用施設整備運営事業PFI事業者選定委員会設置要綱

令和6年11月1日制定

(設置)

第1条 成田市余熱利用施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営を一括して行う事業（以下「事業」という。）に関し、事業者の選定を適正かつ公正に実施するため、成田市余熱利用施設整備運営事業PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札者決定基準及び選定方法に関すること。
- (2) 事業者による提案書等の評価及び最優秀提案の選定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業者の選定に関すること。

2 次条第1号に掲げる者の意見は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法による時の学識経験者としての意見を兼ねるものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企画政策部長、財政部長及び環境部長の職にある者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は学識経験を有する者の中から選定し、副委員長は環境部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上かつ第3条第1号に掲げる者が2名以上出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び専門家の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。
- 6 会議の結果は、落札者を決定した後に公表する。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に選定を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、事業に関して提案し、又は入札に参加してはならない。
- 3 委員が事業への応募者に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した応募者を失格とし、選考対象外とするものとする。
- 4 委員は、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会に事務局を置き、環境部環境計画課がこれに当たる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、事業に係る事業契約を締結した日限り、その効力を失う。